

令和6年度  
市有地売却一般競争入札のご案内  
(入札案内書)

入札日

令和7年1月24日(金)

入札参加申込受付期間

令和6年12月2日(月)から令和7年1月9日(木)  
まで(土、日、祝日、年末年始を除く)

豊橋市上下水道局 総務課

- ・入札参加希望者は、必ずこの「入札案内書」、「入札心得書」、「公告」、「売買契約書(案)」及び「物件調書」をお読みください。
- ・入札当日には、この「入札案内書」をご持参ください。

## 目次

はじめに	ページ
1 売却物件.....	1
2 入札参加者の資格.....	2
3 入札参加申込から所有権移転登記までの流れ.....	5
4 入札参加申込.....	6
5 入札～落札者の決定～入札結果の公表まで	
(1) 入札日 (2) 受付場所 (3) 当日のタイムスケジュール (4) 持ち物.....	7
(5) 入札保証金 (6) 入札書の作成方法.....	8
(7) 入札の方法等 (8) 入札の無効 (9) 開札.....	9
(10) 落札者の決定 (11) 入札結果の公表.....	10
6 契約の締結	
(1) 契約締結期限 (2) 契約保証金の納付 (3) 必要書類等.....	11
7 契約に付す条件	
(1) 用途制限.....	11
(2) 契約の解除 (3) 実地調査の協力義務 (4) 違約金.....	12
8 売買代金の支払い.....	12
9 所有権の移転（所有権移転登記）及び公租公課.....	12
10 その他.....	13
11 担当部署.....	13
<b>別添1</b> 様式集	
【様式第1】 一般競争入札参加申込書.....	1
【様式第1-2】 申込人情報（個人又は連名（共有）による申込みの場合）	2
【様式第1-3】 申込人情報（法人・その他の団体の場合）.....	3
【様式第2】 土地利用計画書.....	4
【様式第3】 誓約書.....	5
【様式第4】 委任状.....	6
【様式第5】 入札書.....	7
<b>別添2</b> 記載例集	
【様式第1】 一般競争入札参加申込書.....	1
【様式第1-2】 申込人情報（個人又は連名（共有）による申込みの場合）	2
【様式第1-3】 申込人情報（法人・その他の団体の場合）.....	3
【様式第2】 土地利用計画書.....	4
【様式第3】 誓約書.....	5
【様式第4】 委任状.....	6
【様式第5】 入札書.....	7

## はじめに

- ・豊橋市上下水道局では、次のとおり市有地を一般競争入札により売却します。
- ・一般競争入札による売却とは、入札参加者が価格を競い、豊橋市上下水道局が設定する予定価格（最低売却価格）以上で、最も高い価格を付けた方に物件を購入していただく方法です。
- ・入札参加希望者は、必ずこの入札案内書、入札心得書、公告、売買契約書（案）及び物件調書を読んで、手続きの流れや売却条件等をよく確認したうえでお申込みください。

## 1 売却物件

所在及び地番	地目	面積	予定価格 (最低売却価格)
豊橋市西小池町4番1 豊橋市西小池町5番1 豊橋市西小池町5番2	水道用地	2,116.16 m <sup>2</sup> (実測)	122,000,000 円

### 【注意事項】

入札書の金額が予定価格（最低売却価格）に達しない場合は、その入札は無効となります。

## 2 入札参加者の資格

日本国内に住民登録をしている個人又は日本国内で法人登録をしている法人とします。

### ※1 共有を希望する場合

2名以上の連名による申込み（入札参加）も可能です。その場合、全員が入札参加者の資格を備えていることが必要です。

### ※2 申込者が入札参加者（落札された場合はその物件の買受人）となります。

### ※3 受付後に申込者を変更することはできませんので注意してください。

ただし、次の（1）～（9）に該当する方は入札に参加することができません。

- （1）市税を滞納している者
- （2）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者（※3ページ参照）
- （3）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者（※3ページ参照）
- （4）公告の日から入札の日までの期間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（平成26年3月26日、豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）」に基づく排除措置を受けている者（※4ページ参照）
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業に供しようとする者
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用に供しようとする者
- （7）破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項第3号に規定する処分若しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用に供しようとする者
- （8）入札参加申込書を指定した期日までに提出しない者
- （9）本市の公有財産に関する事務に従事する職員

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（抄）

（平成26年3月26日、豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務又は事業 豊橋市が行う次に掲げる事務又は事業をいう。
  - ア 建設工事、設計・測量・建設コンサルタント、物件の製造請負又は買入れ、役務の提供等の調達契約
  - イ 物品の売払い
  - ウ 公有財産の売払い又は貸付けの契約
  - エ 貸付金の貸付契約
  - オ 補助金、交付金等の交付
  - カ 許認可、登録
  - キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく公の施設の指定管理者の指定
  - ク 市営住宅の入居契約又は同居の承認
  - ケ その他暴力団に利益を与えるおそれがある事務又は事業
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 排除措置 事務又は事業が暴力団に利益を与えないために執る次に掲げる措置をいう。
  - ア 競争入札への参加資格を有する者に対する指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置
  - イ 申請等を拒否し、許可等を取り消し、契約等を解約するなどにより事務又は事業の相手方としない措置
  - ウ 補助金、交付金若しくは貸付金を返還させ、又は違約利息若しくは損害賠償等を求める措置
  - エ 公の施設の指定管理者の指定を行わず、又は指定を取り消す措置
  - オ 市営住宅の入居の契約を行わず、同居の承認を行わず、明渡しを請求するなどの措置
  - カ その他暴力団を排除するために有効な措置

### 3 入札参加申込から所有権移転登記までの流れ

#### 1 入札参加申込 (6 ページ)

- 【受付期間】 令和6年12月2日(月)から令和7年1月9日(木)まで  
※土曜日、日曜日、祝日、年末年始の受付は行いません。
- 【受付場所】 豊橋市牛川町字下モ田29-1 豊橋市上下水道局4階 総務課
- 【受付時間】 午前9時から午後5時まで(電話、FAX、Eメールによる申込み不可)  
※郵送の場合は特定記録郵便にてお送りください。(令和7年1月9日(木)午後5時必着)  
※提出書類一式を受理後、「一般競争入札参加申込受付証」を申込者あてに発行いたします。



#### 2 入札 (7 ページ～10 ページ)

- 【入札日】 令和7年1月24日(金)
- 【場 所】 豊橋市上下水道局 入札室(4階)



#### 3 契約 (11 ページ～12 ページ)

- ・ 落札者は原則として令和7年2月25日(火)までに契約締結するものとします。
- ・ 契約締結の際、契約保証金として契約金額の10分の1以上(1円未満切上げ)に相当する金額を納めなくてはなりません。
- ・ 申出により入札時に納付した入札保証金を契約保証金に充当することができます。



#### 4 売買代金の支払い (12 ページ)

- ・ 売買代金は令和7年3月25日(火)までに完納してください。



#### 5 引渡し及び所有権の移転(12 ページ)

- ・ 現状有姿で引き渡しを行います。
- ・ 所有権移転登記の手続きは、豊橋市上下水道局が行います。ただし、登録免許税やその他一切の費用は、買受人の負担となります。
- ・ 所有権移転登記の手続きを、買受人自らが指定の司法書士にて行う場合は、契約時に申し出てください。

#### 4 入札参加申込

受付期間	<p>【期間】 令和6年12月2日（月）から令和7年1月9日（木）</p> <p>【時間】 午前9時～午後5時 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始の受付は行いません。</p>
受付場所	豊橋市牛川町字下モ田 29-1 豊橋市上下水道局 4階 総務課
提出書類及び部数	<p>(1) 一般競争入札参加申込書（様式第1） 1通</p> <p>(2) 申込人情報（様式第1-2又は様式第1-3） 1通</p> <p>(3) 土地利用計画書（様式第2） 1通</p> <p>(4) 誓約書（様式第3） 1通</p> <p>(5) 住民票（一部） 1通 ※申込者が個人の場合</p> <p>(6) 履歴事項全部証明書 1通 ※申込者が法人の場合</p> <p>(7) 市税に滞納がないことの証明書 1通 ※請求方法については、管轄の役所・役場にお問い合わせください。 (管轄が豊橋市の方は、豊橋市役所財務部資産税課で発行しております。)</p> <hr/> <p>・上記(3)から(7)までの書類は連名（共有）での申込みの場合は、全員について、それぞれ1通必要です。</p> <p>・(5)から(7)までの書類は<u>発行から3か月以内のもの</u>に限ります。</p>
提出方法	<p>持参又は特定記録郵便による郵送</p> <p>※郵送の場合は令和7年1月9日（木）午後5時必着。 宛先は13ページの担当部署まで。</p>
参加申込受付証について	<p>提出書類一式を受取後、「一般競争入札参加申込受付証」を申込者あてにその場で発行又は郵送いたします。</p> <p>※郵便で提出書類を送られた方で令和7年1月9日（木）午前中までに届かない場合は、令和7年1月9日（木）午後5時までに担当部署までご連絡ください。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話、FAX、Eメールによる申込みはできません。</li> <li>所有権の移転登記の際に共有の希望がある場合は、共有予定者全員が<b>必ず連名</b>で申し込んでください。</li> <li>提出書類は返却いたしません。提出書類に不備がある場合は早急に修正又は必要書類を揃えていただきます。</li> <li>提出された書類等に記載された個人情報、入札事務のみに使用し、その他の目的には使用しませんが、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、排除措置対象法人等に該当するか否かの確認のため、<u>法人名、氏名、生年月日、性別、住所、役職名</u>について、豊橋市から豊橋警察署へ情報提供いたします。</li> </ul>

## 5 入札～落札者の決定～入札結果の公表まで

(1) 入札日 : 令和7年1月24日(金)

(2) 受付場所 : 豊橋市上下水道局 401会議室(4階)

(3) 当日のタイムスケジュール

入札保証金受付	午前 9時15分～午前10時00分
入札説明	午前10時10分～午前10時20分
入札執行開始	午前10時30分

(4) 持ち物

持ち物リスト	注意事項等
① 一般競争入札 参加申込受付証	<ul style="list-style-type: none"><li>提出書類一式を提出後に豊橋市上下水道局から発行されたもの。</li></ul>
② 委任状 ※代理人等が入札 する場合	<ul style="list-style-type: none"><li>代理人や法人の代表権のない方が入札する場合及び連名(共有)による申込みの場合で、全員が入札に参加できない場合は、委任状(様式第4)が必要です。</li></ul>
③ 入札保証金	<ul style="list-style-type: none"><li><u>入札書に記載する入札金額の100分の2以上(1円未満切上げ)に相当する額の納付が必要です。</u></li><li>現金又は銀行等が振り出した自己宛小切手(以下、「小切手」という。)により納付してください。</li><li>小切手は「銀行渡り」にし、振出人と支払人を同一にしてください。また、振出しの日から起算して、5日以内のものにしてください。</li></ul>
④ 入札書	<ul style="list-style-type: none"><li>入札書(様式第5)を使用してください。</li></ul>
⑤ 身分証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>入札参加者が申込者又は代理人本人であることが証明できる公的機関が発行し、顔写真が入ったもの(例:運転免許証等)を用意してください。</li></ul>
⑥ 収入印紙 (200円分)	<ul style="list-style-type: none"><li>入札保証金の還付時、領収書に貼付していただきますので、1物件につき1枚お持ちください。</li><li>営業に関しない(商人以外の)個人の場合は不要です。</li></ul>

## (5) 入札保証金

### ① 入札保証金の納付

入札参加者は、入札執行日の入札保証金受付時間までに、入札保証金として入札書に記載する入札金額の100分の2以上（1円未満切上げ）に相当する金額を現金又は小切手（※小切手についての注意事項等は7ページの持ち物リストの③入札保証金の項目に記載。）により納付してください。入札保証金額が入札金額の100分の2以上の額に達しない者のした入札は、無効となりますのでご注意ください。

### ② 入札保証金の還付等

入札保証金は、落札者以外の入札者に対しては入札執行後に還付します。

落札者に対しては契約締結後に還付しますが、申し出により契約保証金に充当することができます。なお、地方自治法第235条の4第3項の規定により、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできません。

また、落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は豊橋市上下水道局に帰属することとなります。

## (6) 入札書の作成方法 <様式・・・ | | |-----| | 別添1 | |-----| 様式集 7ページに掲載> <記載例・・・ | | |-----| | 別添2 | |-----| 記載例集 7ページに掲載>

- ① 入札書の作成においては、手書きの場合には黒色のボールペンか万年筆を使用して記入してください。（ゴム印の使用も可。鉛筆、消えるボールペン等の容易に消すことができるものの使用は不可。）
- ② 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入してください。（代理人が入札する場合は、入札者の欄に入札参加申込者の住所、氏名を記入し、その下に代理人の住所、氏名を記入してください。）
- ③ 金額の記入は、算用数字（0、1、2、3・・・）を使用し、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。
- ④ 入札書の内容の訂正はできません。
- ⑤ 入札書は1物件につき1枚作成してください。

#### (7) 入札の方法等

- ① 入札室には、受付した入札者及び傍聴者が入場できます。
- ② 入札書は、市の担当者の指示に従い、会場に設置された入札箱に差し出さなければなりません。
- ③ 提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

#### (8) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。なお、入札の当日出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。

- 1 入札参加申込をしなかった者がした入札
- 2 入札参加者の資格を有しない者がした入札
- 3 所定の入札保証金を納付しない者がした入札及び入札保証金が入札金額の100分の2以上の額に達しない者のした入札
- 4 同一物件について2通以上の入札をした入札
- 5 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの
- 6 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- 7 入札書の入札金額が予定価格（最低売却価格）に達しないもの
- 8 郵送による入札
- 9 虚偽の記載をした者の入札
- 10 担当職員の指示に従わなかった者の入札
- 11 入札に関し不正行為があった入札
- 12 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- 13 その他担当職員があらかじめ指示した事項に違反した入札

#### (9) 開札

開札は、入札終了後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係のない豊橋市上下水道局の職員を立ち合わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

## (10) 落札者の決定

落札者は次の方法により決定します。

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が豊橋市上下水道局の定める予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ② 上記①に該当する者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。この場合、入札者は「くじ」を辞退することができません。
- ③ 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせます。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知します。

## (11) 入札結果の公表

- ① 入札結果については、落札者及び落札金額の決定（入札不調の場合を含む）後、速やかに豊橋市上下水道局のホームページにその内容を掲載します。

掲載期間	令和11年3月31日まで
掲載内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 物件の所在、地番、地目、及び実測面積</li><li>・ 落札者名 ※ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札した場合は、落札者名は「個人」と表示します。</li><li>・ 入札参加者数</li><li>・ 落札価格</li><li>・ 予定価格（最低売却価格）</li></ul>

- ② 豊橋市情報公開条例（平成8年3月29日条例第2号）に基づき、個人情報等を除いた入札及び落札に関する情報等について、情報公開請求があれば開示しますので、あらかじめご承知おきください。

## 6 契約の締結

### (1) 契約締結期限

- ① 落札者は、原則として令和7年2月25日(火)までに売買契約を締結するものとします。

※契約は、必ず「落札者」名義で締結していただきます。連名(共有)で参加した場合は、必ず申込者全員の名義で締結してください。

- ② 落札者が上記①の期限までに契約を締結しない場合は、落札を無効とします。その場合、入札保証金は豊橋市上下水道局に帰属することとなります。

### (2) 契約保証金の納付

契約締結と同時に、売買代金の10分の1以上(1円未満切上げ)に相当する金額を契約保証金として納めなければなりません。

この契約保証金は、売買代金に充当します。入札保証金を契約保証金の一部に充当した場合は、差額分をお支払いいただくこととなります。

### (3) 必要書類等

- ① 実印
- ② 契約保証金のほかに印鑑証明書(印鑑登録証明書)1通が必要です。  
※発行から3か月以内のもの ※連名(共有)の場合は全員分が必要です。
- ③ 売買契約書(豊橋市上下水道局保管用のもの1部)に貼付する収入印紙  
※契約の締結及び履行に必要な費用は、落札者の負担となります。

## 7 契約に付す条件

### (1) 用途制限

買受人は、売買契約締結の日から10年間、売買物件を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類するもの
- ④ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項第3号に規定する処分若しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するもの

## (2) 契約の解除

- ① 買受人が売買契約書の各条項に違反したとき又は契約に定められた義務を履行しないときは、豊橋市上下水道局は契約を解除することができます。
- ② 上記により契約が解除されたときは、買受人は、豊橋市上下水道局の指示する期間内に自己の費用で土地を原状に回復して豊橋市上下水道局に引き渡さなければなりません。

## (3) 実地調査の協力義務

用途制限等の禁止事項の履行状況を確認させていただくことがあります。

## (4) 違約金

上記(1)の条件に違反した場合は、違約金として契約金額の10分の3、上記(3)の調査の協力を拒み妨げた場合などには、契約金額の10分の1に相当する額を支払っていただきます。

## 8 売買代金の支払い

### (1) 売買代金の完納期限

売買契約締結後、令和7年3月25日(火)までに完納してください。

※契約保証金を売買代金の一部に充当しますので、豊橋市上下水道局が発行する納入通知書により残金をお支払ください。

(2) 売買代金が期限までに支払われない等の違約行為により売買契約を解除した場合は、契約保証金は豊橋市上下水道局に帰属することになります。

(3) 売買代金の支払いを遅延したときは、日数に応じて一定の割合での遅延利息が発生します。

(4) 契約保証金には、利息を付しません。

(5) 市有地の売買のため仲介手数料はかかりません。

## 9 所有権の移転（所有権移転登記）及び公租公課

(1) 売買物件の所有権は、買受人が売買代金を完納したときに移転するものとし、同時に引渡しがあったものとしします。

(2) 所有権移転の手続きは、登記嘱託請求を受けて豊橋市上下水道局が行います。ただし、所有権の移転登記に必要な登録免許税、その他登記に必要な費用等は、買受人の負担になります。

(3) 所有権移転登記の手続きを、買受人自らが指定の司法書士にて行う場合は、契約時に申し出てください。

(4) 所有権移転後の公租公課は、買受人の負担となります。

(5) 登記済を証する書類は登記完了後、買受人にお渡しします。ただし、買受人自ら指定した司法書士において登記を行った場合は、司法書士から直接受け取ってください。

## 10 その他

- (1) 物件は、現状有姿での引渡しとなります。したがって、電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切り株の撤去、工作物（フェンス、擁壁、給排水設備、舗装など。）の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体に関わらず、一切豊橋市上下水道局は行いません。越境物がある場合についても現状有姿のまま引渡します。
- (2) 物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。物件調書の記載事項が現状と異なる場合は現状が優先します。
- (3) 物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査等を行っていません。
- (4) 建物を建築するに当たっては、建築関係法令及び県、市の条例等により指導等がなされる場合や負担金等が必要となる場合がありますので、前もって関係機関に相談の上、了解しておいてください。
- (5) 入札者は入札後、本入札案内書、入札公告、入札心得書、売買契約書（案）及び物件調書、物件の現況等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- (6) 売買契約を締結した後、物件に種類、品質又は、数量に関して契約に適合しないものを発見しても、追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、解約請求をすることはできません。豊橋市上下水道局として知り得ない地下埋設物が発見された場合も同様に、撤去責任を負うことはできませんのであらかじめご承知おきください。（なお、契約者が消費者契約法第2条第1項に定める「消費者」に該当する場合は、この限りではありません。）
- (7) 売買契約を締結した後、売渡人の責に帰すことのできない事由により物件の滅失、毀損等の損害が生じたときは、豊橋市上下水道局はその損害の責任は負いません。
- (8) その他、本入札案内書に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、その他関連法令等の定めるところによります。

## 11 担当部署

所管課	豊橋市上下水道局 総務課	電話	0532-51-2706
郵便番号及び所在地	440-8502 豊橋市牛川町字下モ田 29-1		